

## 三宅島噴火災害の被災者に対してとった支援措置一覧

平成 17 年 4 月 1 日現在

対策	担当省庁等	概要	実施時期
< 生活支援一般 >			
避難所の設置	厚生労働省	三宅村の避難者に対し、避難所を設置。	H12.6.26 ~ 9.4
避難住民の一時受入れ	文部科学省	三宅島民の一時避難場所として、国立オリンピック記念青少年総合センターを提供、住民を受入れ。	H12.9.3 ~ 9
生活必需品 31 品目の供与等	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日用品・家電等 31 品目を供与。</li> <li>・日赤が毛布 3,464 枚、日用品セット 2,294 個、お見舞品セット 3,275 個、バスタオル 3,720 本を配布。</li> </ul>	H12.8.31 ~ H.13.1.26
被災者生活再建支援金の支給	内閣府	<p>長期避難している全世帯に対して被災者生活再建支援法を適用（H17.2 末で 1,484 世帯に対して 11 億 7,856 万円支給）。</p> <p>長期危険指示が解除されたことに伴い、長期避難解除世帯特例経費又は居住関係経費（複数世帯 200 万円、単身世帯 150 万円）の支給開始。</p> <p>被災者生活再建支援法の支給対象とならない世帯で、避難生活により収入の途を失った方について、東京都が単独で支援金（複数世帯 50 万円、単身世帯 37.5 万円）を支給（H16.7 末で 136 世帯に対して約 6,386 万円支給。）。</p>	H12.12.1 ~ H 17.2.1 ~
生活福祉資金（生活資金）の貸付	厚生労働省	<p>当座の生活費を必要とする世帯について 10 万円（利率 3%，据置期間 避難指示解除後 12 月以内、償還期限 4 年以内）を貸付（据置期間中は無利子。なお、都単独の利子補給により無利子化）。</p> <p>・ 569 件（計 5,690 万円）に対して貸付を実施。</p>	H12.9.1 ~ H17.1.31
生活福祉資金（離職者支援資金）の貸付	厚生労働省	三宅村内において就業していた生計中心者であって、三宅村への帰島後、村内で就業することを希望する者に 20 万円（単身者 10 万円）を 12 ヶ月を限度に貸付（利子 3%（据置期間	H14.8.14 ~ H17.1.31

		0%)、償還期限 7 年(据置期間 避難指示解除後 12 月以内))。 ・ 102 世帯 17,630 万円に価値に対して貸付を実施。	
災害援護資金の貸付	厚生労働省	家屋等に被害を受けた世帯に対し、国制度に都単独分を上乗せして貸付。 ・ 貸付額 最高 500 万円(国 350 万円, 都 150 万円) ・ 利率 0% (国制度利子 3%、都制度利子 1%について、都と村で利子補給を実施予定) ・ 実績 なし(H16.7 末)	H12.8.31 ~
救護班の派遣等	厚生労働省	・ 三宅村に国立病院東京災害医療センター(現独立行政法人国立病院機構災害医療センター)より救護班を派遣。 ・ 日赤が大森赤十字病院、武蔵野赤十字病院(H12.6.27 ~ 29)、津久井赤十字病院(H12.6.29 ~ 30)より救護者を派遣。 ・ 日赤が東京都支部の連絡調整員 3 名を三宅村に派遣。	H12.6.29,30 H12.6.27 ~ 30 H12.6.28 ~ 30
噴火災害生活支援資金の貸付	三宅村	被災者の生活の安定を目的として実施。 ・ 貸付額 1 件 30 万円 ・ 利息 無利子 ・ 償還期間 5 年間(2 年間据置) ・ 条件 H12.6.26 現在三宅村の住民であること ・ 実績 204 世帯 6,120 万円(H17.3 末)	H12.10 ~
三宅村災害保護特別事業	三宅村	村民の避難生活が困窮状態に陥らないようにするとともに、帰島してから自らの努力により生活の再建が可能となるよう支援。 対象： 被災日に三宅村に住所を有し、かつ帰島の意思を有する世帯 災害保護の対象とならない世帯 収入認定額が基準額以下であること 義援金、支援金を含めて預貯金の保有額が 500 万円以下で預貯金を預託する世帯 支給額：生活保護基準額を準用する基準額と世帯の収入認定額を比較して、収入認定額が基準額に満たない場合に、その不足額を支給。 実績：46 世帯 5,865 万円(H17.2 末)	H15.2 ~ H17.2
商品券の配布	三宅村	島外に避難している住民の生活支援策の一環として、1 世帯あたり 2 万円の商品券を配布。 ・ 実績 1,944 世帯	H12.11.29
義援金の配分	三宅村	・ 1 回目(H12.11 支給) 一人あたり 28,000 円、総額約 9,100 万円を配分。 ・ 2 回目(H12.12 支給) 一人あたり平均約 180,000 円(12 万円/人及び 9 万円/世帯) 総額約 6 億 2,600 万円を	

		<p>配分。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 回目 (H13.5 支給) 一人あたり平均約 173,000 円 (12 万円/人及び 9 万円/世帯) 総額約 6 億 3,500 万円を配分。</li> <li>・ 4 回目 (H13.12 支給) 一人あたり平均約 166,000 円 (12 万円/人及び 9 万円/世帯) 総額約 6 億 500 万円を配分。</li> <li>・ 5 回目 (H16.12 支給) 一人あたり平均約 170,000 円 (12 万円/人及び 9 万円/世帯)、総額約 5 億 6,300 万円を配分。</li> </ul> <p>6 回目以降は未配分(既配分額 25 億 2,000 万円) 義援金総額 27 億 3,900 万円 (H17.2 末)</p>							
避難住民の滞在型一時帰島支援等に向けた退避舎(クリーンハウス)整備に対する補助	消防庁	<p>島民からの要望が高い滞在型一時帰宅や本格的帰島実施に備え、火山ガスに対処する脱硫装置を備えた退避舎(クリーンハウス)の緊急整備が必要となっていることから、三宅村が島民用避難施設として整備する退避舎(クリーンハウス)の建設費について、その一部を助成した。</p> <p>(施設規模等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置場所：島内伊豆地区の村有地(15,931.24 m<sup>2</sup>)</li> <li>・ 構造規模：脱硫装置を備えたクリーンハウス、PC(プレキャストコンクリート)製 収容人員 302 名、延 2,709.99 m<sup>2</sup>、避難棟(3F 建)2 棟及び共用棟(平屋)</li> <li>・ 竣工時期：平成 15 年 3 月 31 日</li> </ul> <p>交付決定額：7 億 1,500 万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動火山対策避難施設(退避舎) (百万円)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>うち補助対象経費</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,481</td> <td>1,430</td> <td>715</td> </tr> </tbody> </table> <p>本件施設については、活動火山対策特別措置法(昭和 48 年法律第 61 号)第 3 条に定める避難施設緊急整備計画に掲げる施設であり、補助率は 2 分の 1 以内。</p>	総事業費	うち補助対象経費	補助金額	1,481	1,430	715	H14.8.23 ~ H15.3.31
総事業費	うち補助対象経費	補助金額							
1,481	1,430	715							
火山ガス高感受性者の生活環境確保のための小型脱硫装置整備に対する補助	消防庁	<p>火山ガスの高感受性者(呼吸器系疾患のある人、新生児・乳児・妊婦など)の生活環境を確保するために村が実施する、高感受性者世帯への小型脱硫装置の整備にあたって、その一部を助成した。</p> <p>(設備の概要)</p> <p>小型脱硫装置：火山ガスに含まれる二酸化硫黄を空気中から除去し、家庭において日常生活可能な環境を確保するため必要な設備。 脱硫方法：火山ガスに含まれる二酸化硫黄を活性炭で吸着除去。 実績：600 基を整備</p>	H17.3.4 ~ 3..31						
< 保健衛生対策 >									

住民の健康相談，避難所巡回等	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都の島しょ保健所出張所が、住民の健康相談、衛生管理、避難所巡回等を実施。</li> <li>・東京都が精神保健福祉センターの医師等を派遣し、島しょ保健所三宅出張所等とともに住民の健康相談及び心の健康相談を実施。</li> <li>・東京都が国立オリンピック記念青少年総合センター（避難島民の一時受入施設）に医師・保健師等を派遣して、健康相談等を実施。</li> <li>・都保健所及び各市区町村が協力して、都営住宅に避難した住民に対して、保健師等を派遣し、訪問相談を開始。</li> <li>・各市区町村が協力して、避難先の各市区町村や保健所でも健康相談、健康診査（基本健康診査及びがん検診は H13.1.19 ～、乳幼児健康診査は H12.11.29 ～）等の保健サービスを実施。</li> <li>・東京都の精神保健福祉センターにおいて、被災者等への心の健康支援として、専用電話の設置による電話相談の実施及び災害時の心の健康に関する情報をホームページに掲載。</li> <li>・東京都の島しょ保健所出張所が、「げんき農場」、「ゆめ農園」、「シルバー人材センター」で働く島民に対して保健師を派遣し、健康相談・指導を実施。</li> </ul>	<p>H12.6.26 ～ 9.3 H12.8.21 ～ 31</p> <p>H12.9.3 ～ 9</p> <p>H12.9.4 ～</p> <p>H12.9.8 ～</p> <p>H12.10.6 ～</p> <p>H13.5 ～</p>
医療施設入院者等の移送・受入等	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都において、三宅島の特別養護老人ホーム「あじさいの里」33名、在宅高齢者等26名の計59名について、板橋ナーシングホーム等都内30施設への受入を実施。(H15.10.15現在)</li> <li>・東京都において、在宅患者3名及び入院予定だった1名の計4名について、都内の病院への移送、受入を実施。</li> <li>・東京都において、都立病院及び保健医療公社（東部地域病院・多摩南部地域病院）に通院した診療費について、非紹介患者初診加算料の免除措置を実施。(H15.7未実績145件)</li> <li>・東京都において、三宅島夜間滞在の本格化に伴い、島内滞在者の医療体制の確保のための都立病院等の医師等による医療チームを派遣。</li> </ul>	<p>H12.9 ～</p> <p>H12.9 ～</p> <p>H13.7.13 ～</p>
<住宅対策>			
建築物被害状況調査	東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火山活動の影響による住宅の被害調査を実施（計4次、延べ9名派遣） &lt;調査棟数 延べ169棟&gt;</li> <li>・平成17年2月から島民帰島に伴い、個人家屋被害認定調査を実施（計2次、延べ65名派遣） &lt;実施地区及び調査棟数 延べ339棟&gt; （内訳）坪田地区：121棟 阿古地区：126棟 神着地区：66棟 伊ヶ谷地区：38棟 伊豆地区：48棟</li> <li>&lt;調査結果&gt;</li> </ul>	<p>H12.7.3 ～ 5 H12.11.17 ～ 20 H13.2.17 ～ 21 H13.7.31 ～ 8.3 H17.2.7 ～ 10 H17.2.14 ～ 17</p>

		全壊 約 8 %    その他の被害 約 92 % ・	
都営住宅等の提供	東京都	<p>初期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難者に対し、都営住宅、都民住宅、関東近県の公営住宅等及び東京都住宅供給公社住宅等の提供について東京都を窓口として実施。</li> <li>・都営住宅設備として、ガスレンジ、照明器具を用意。</li> </ul> <p>&lt; H16.7 末現在 &gt;  提供数 1,087 戸 (2,471 人)  (内訳 都営住宅等 1,016 戸、区市 45 戸、近県 26 戸)</p> <p>避難指示解除後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非即時帰島世帯に対し、本格帰島期経過後 3 か月間に限り、一時使用を延長する。</li> <li>・特別な事情により帰島を断念した世帯のうち、都営住宅の入居資格のある世帯については、都営住宅の本入居を認めることとした。</li> </ul> <p>&lt; H17.4.1 現在 &gt;  本入居予定数 130 戸</p>	H12.8.29 ~
被災者の住宅再建のための融資の特例措置	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の改修、建替えなど被災住宅の再建に対応できるよう住宅金融公庫の災害復興住宅融資を実施。</li> </ul>	H12.8.31 ~
	東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復興住宅融資について、東京都が当初 10 年間分について利子補給を実施 (H17.4.1 現在実績なし)。  <ul style="list-style-type: none"> <li>利子 2.5% (H17 年度予算上の利率) の場合</li> <li>本人負担利率 当初 5 年 0% , 6 ~ 10 年 1.5% , 11 年以降 2.5%</li> <li>利子補助率 当初 5 年 2.5% , 6 ~ 10 年 1.0% , 11 年以降 0%</li> </ul> </li> </ul>	
	三宅村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三宅村災害復興資金貸付 (屋根修繕)  噴火災害に伴う降灰・火山ガス及び長期避難生活に伴う放置被害のある各家屋の屋根修繕に際し、費用の調達が困難な者に対して契約金額の 1/2 以内 500 万円を限度とし無利子融資を実施。(H17.3 末現在 16 件 614 万円)</li> </ul>	H14.1 ~
住宅金融公庫の既往債務に対する利子引き下げ等	国土交通省	住宅金融公庫の既往債務について、被災の程度に応じて貸付条件の変更の措置を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・払込みの据置又は償還期間の延長 1 ~ 3 年</li> <li>・据置期間中の利率の引き下げ 0.5 ~ 1.5%</li> </ul>	
被災者帰島生活再建支援金の支給	東京都	三宅島に帰島し、自己所有住宅に居住する世帯 (1 世帯一戸限り) に対して、住宅の新築、改築、修繕及び住宅付帯設備の購入等に要する経費のうち、1 世帯あたり 150 万円を限度に支給する。(平成 17 年 3 月 31 日現在 18 世帯 17,560 千円)	H17.2.1
村営住宅の整備	三宅村	三宅村が新規村営住宅建設事業 60 戸及び既設公営住宅復旧事業 150 戸 (建替 54 戸・補	H16.10 ~

	国土交通省 東京都	修 96 戸) を実施。これに対し、国と都がその費用の一部を助成。また、都は職員の派遣を含めた技術的支援を実施。	H17.4 予定
< 租税等の減免等 >			
国税の納期限等の延長	財務省	国税に関する申告、申請、納付等の期限を延長 ( H12.8.11 告示 ) 。	H12.6.26 ~
地方税の納期限等の延長	総務省 東京都・三宅村	・被災納税者に対する地方税に係る期限の延長、徴収猶予及び減免措置について適切に運営されるよう地方公共団体に対し通知 ( H12.8.11 ) 。	H12.6.26 ~
		・都税及び村税に係る申告・納付等の期限を延長。	
労働保険料の納付期限等の延長	厚生労働省	三宅村に所在する事業主等の労働保険料の申告、納付等の期限を延長 ( 災害状態の終了後 2 ヶ月以内で別途定める日まで ) 。	
中小企業退職金共済制度における掛金の納付期限の延長	厚生労働省	災害により中小企業退職金共済制度における掛金の納付が困難となった共済契約者 ( 事業主 ) について、掛金納付期限を延長。	
健康保険料等の納期限の延長	厚生労働省	三宅村に所在する事業所の健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び児童手当法に関する保険料等のうち、H12.9.1 以降に到達するものについて、納期限の延長を実施 ( H12.9.28 社会保険庁告示 ) 。	
国民年金保険料の免除申請手続きの簡素化	厚生労働省	国民年金保険料について、免除申請手続きの簡素化等の特例措置を実施。	
国民健康保険税の納期限の延長及び医療費一部負担の減免	厚生労働省	国民健康保険について、国民健康保険税の納期限の延長 ( H12.9.19 三宅村告示 ) 及び医療費一部負担金の減免等 ( H13.2.13 ) の実施。	H13.2.13 ~
		三宅村において、国民健康保険制度、老人保健制度、ひとり親家庭医療費助成制度の被保険者、受給者、対象者のうち、病院等の窓口を支払う医療費の一部負担金の支払いが困難な方について、負担金の減額、免除、支払猶予の措置を実施。 ( H16.12 末現在 免除 1,990 件、減免額 1,733 万円 )	
介護保険料の納期限の延長及び減免	厚生労働省	1 号保険料 ( 65 歳以上 ) について、納期限の延長を実施中。減免については、全壊家屋に適用済。それ以外は、被災状況等を確認の上、減免措置を講ずる予定。	
介護サービスの利用者負担額の減免	厚生労働省	・市町村が減免措置を講じた場合の財政影響について、その実状に対応して特別調整交付金を交付することとしており、その基準等を定めた関係通知を H12.12.4 付で各都道府県知事宛に発出。	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・三宅村において、介護サービスの利用者のうち、利用料の支払いが困難な方について、利用料の減免措置を実施（減免期間：申請日から6ヶ月、ただし更新申請可能（H16.7末現在 減額・免除件数160件））。</li> </ul>	H13.2.13 ~
運転免許証更新手数料等の免除	警視庁	H12.9.1 現在で三宅村に住民票を有していた住民を対象に、「更新」、「失効」、「再交付」、「高齢者講習」にかかる費用を免除。	H12.9.8 ~ H17.3.31
電気料金の支払期限の延長等	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内での電気の使用について、避難指示等の解除により電気の使用を再開する日の前日までの電気料金の免除のほか、終息日の3ヶ月後までの支払期限の延長、再建時工事費負担金、臨時工事費の免除等を実施。</li> <li>・島外に避難した住民が避難先で電気の需給契約を行った場合、支払期限の3ヶ月間延長、支払期日経過後も延滞利息を申し受けしない等の措置を実施。</li> </ul>	H12.6.26 に 遡及適用
ガス料金の支払期限の延長等	経済産業省	島外に避難した住民が避難先でガスの需給契約を行った場合、支払期間の3ヶ月間延長、支払期日経過後も延滞利息を申し受けしない等の措置を実施。	H12.9.4 (H12.6.26 に遡及適用)
受信料・視聴料の免除	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H17.3 まで NHK 受信料を免除。</li> <li>・(株)WOWOW は、H12.7 分から H17.3 分まで視聴料を免除。</li> <li>・(株)スカパーフェクト・コミュニケーションズは、H12.7 から H14.3 については基本料及び視聴料免除、H14.4 から、視聴できない方については一旦契約を休止とし、休止後3年以内については加入料なしでの視聴再開できる特例措置を実施。</li> </ul>	H12.6 月分 から実施
電波利用料の納付期限等の延長	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電波利用料に係る納入告知書の発送を停止。</li> <li>・電波利用料に係る督促状・催促状の発送を停止。</li> </ul>	H12.9.4 ~ H12.6.27 ~
上下水道料金の納期限延長及び減免措置等	東京都 多摩地区関係市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難した住民が新たに区部及び多摩地区で契約を締結した場合、水道料金及び下水道料金の請求に係る納期限をそれぞれ4ヶ月延長する（避難指示等が解除された場合は最大3ヶ月間の延長とする）。平成16年度実績994件</li> <li>・水道料金は基本料金と1月当たり使用水量（6m<sup>3</sup>以上）10m<sup>3</sup>までの分に係る従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た金額を免除する。下水道料金は一ヶ月8m<sup>3</sup>までの分に係る料金を免除。 (H17.3末現在4,028万円)</li> </ul>	H12.9.2 ~ H17.5.31 (H12.6.26 に遡及適用) H12.9.2 ~ H17.5.31
電話の基本料金等の免除	NTT 東日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内において避難勧告が解除されるまでの間、電話の基本料を免除。</li> <li>・家屋破損等で実態的に電話が使用できない期間は基本料を無料化。</li> <li>・避難指示により島内から島外へ電話を移転する場合の工事料を免除。</li> </ul>	H12.6 ~ H17.2 H12.6 ~ H12.6 ~ H17.2

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難した島民の避難所に特設公衆電話を設置し、発信する通信料を免除。</li> <li>・避難先での加入電話の利用料について、利用者からの要望に基づき支払期限を延長。</li> <li>・避難指示前の料金について、支払期限を延長し、避難指示解除後、支払い期限を概ね1ヶ月後として改めて請求書を発行。</li> </ul>	H12.6 ~ H17.2 H12.6 ~ H12.6 ~
携帯電話の支払期間の延長	NTT ドコモ	請求書の送付先が三宅島で、支払期間の延長を申し出ている利用者に対して支払期間を延長。	H12.6 ~
管外保育児童の保育料の特例措置	三宅村	避難生活を送る保護者の経済的な負担を軽減するため、三宅村保育料と管外委託先保育料を比較し、負担額の低い額を徴収。(管外委託先の保育料が低いため実質保育料の減免となっている。)(管外保育児童数：28名(H16.7末現在))	H12.12 ~
病院等医療関係施設の開設者に対する利子減免措置	厚生労働省	独立行政法人福祉医療機構が病院等医療関係施設の開設者を支援するため、同機構の融資について、1,000万円を限度とした貸付後3年間についての利率の軽減措置(2.4 2.0%)を閣議決定(利率はH17.4.1現在0.75%)	H12.9.12 ~
<b>&lt; 農林水産業対策 &gt;</b>			
被害農林漁業者に対する無利子融資措置の実施	農林水産省	<p>農林漁業金融公庫</p> <p>著しい被害を受けた農林漁業者に対し、国と東京都等が協力して利子助成を行い、貸付利率を無利子とする措置を実施(H17.3末現在実績なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象資金(農林漁業金融公庫資金) <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営維持安定資金(災害等資金)</li> <li>・林業経営安定資金(災害資金)</li> <li>・沿岸漁業経営安定資金(災害等資金)</li> <li>・農林漁業施設資金(災害復旧施設資金)</li> </ul> </li> </ul> <p>農業協同組合等</p> <p>被害農林漁業者等に対する資金の融通を円滑化するため、農業協同組合等に対して利子補給を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備資金(農業近代化資金、漁業近代化資金) <ul style="list-style-type: none"> <li>：貸付限度額 1,800万円</li> </ul> </li> <li>・経営資金：貸付限度額 200万円</li> </ul> <p>利率：設備資金・経営資金あわせて1,000万円以内 無利子(東京都と三宅村が利子補給) 1,000万円超 年1.7%(H17.3.18現在)</p>	H12.9.19 ~
	東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業特別対策資金：貸付限度額 200万円</li> <li>・漁業特別対策資金：貸付限度額 200万円</li> <li>・農業用構築物造成資金：貸付限度額 1,800万円</li> </ul>	H12.7.12 ~



		貸付額 1,000 万円まで利子補給 利子助成負担割合：都 80 %、村 20 % 実績 10 件 1,850 万円 利子補給額 140 万円 (H17.3 未現在)	
既貸付金の償還猶予等	農林水産省	被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係金融機関を指導。	H12.8.1
農業共済金の支払い	農林水産省	噴火による共済事故の発生した家畜及び園芸施設を経営する農業者に対し、農業共済金を支払い。(2,249 万円)	H12.9.27 H12.11.28 H13.3.21
既往債務に係る利子補給	東京都 三宅村	災害発生以前に農協及び漁協から借入れた事業資金について、償還猶予期間中の利子補給を実施(都 2/3、村 1/3 を負担)(H17.3 未現在 9 件 100 万円(農業 69 万円、漁業 50 万円))	H13.4.1 ~
< 中小企業対策 >			
政府系中小企業金融機関等の相談窓口の設置及び災害復旧貸付の適用(金利引き下げ、実質無利子化)	経済産業省          東京都 三宅村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府系中小企業金融機関(中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び商工組合中央金庫)の都内各支店及び東京信用保証協会に相談窓口を設置するとともに、政府系中小企業金融機関において「災害復旧貸付」を開始。</li> <li>・ 売上等が著しく減少している者に対する当該融資の金利を引き下げる旨閣議決定(最新の閣議決定 H17.3.25)(H16.3.8 現在の金利 1.05 %)。また、特に被害が大きい中小企業者に対しては、国と都、村の利子補給により、実質無利子融資となる措置を決定。</li> <li>・ 適用期間：H12.6.27 ~ H17.9.30(新島村・神津島村については H.13.9.30 まで)に当該融資を受ける者について、貸付後 3 年間</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 融資金利引き下げの特別措置の対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三宅村・新島村・神津島村に事業所を有する中小企業者・団体</li> <li>・ 借入申込の直前 2 月の売上額もしくは受注額が前年同期に比して 20%減少、または事業所若しくは主要な事業用資産について、全壊、半壊、その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長等から受けたもの</li> </ul> </li> <li>2 実質無利子化のための利子補給の対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>上記対象者のうち、直前 2 月の売上額もしくは受注額が前年同期に比して 50%以上減少、または事業所もしくは主要な事業用資産について、価額の 7 割以上もしくは前年の総事業収入の 1 割以上の額の被害を受けたもの</li> </ul> </li> </ol> <p>中小企業者を対象として災害復旧資金を特別融資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付額 8,000 万円以内 (H13.10.1 ~)</li> </ul>	H12.9.12 (H12.6.27 まで遡及適用) ~ H17.9.30

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利 率 年 1.5% 3,000 万円を限度に都 1.0% 村 0.5% で利子補給</li> <li>・実 績 510 件 利子補給額 3,164 万円 (H 17.3 未現在)</li> </ul>	
信用保証の特例措置の実施	経済産業省	三宅村に事業所を有し、売上減少等の影響を受けている中小企業者に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化等の措置を受けられるよう、災害に係る経営安定関連保証を適用 (H12.9.5 通産大臣告示)	H12.9.5 ~ H17.9.30
融資及び保証への弾力的な対応	経済産業省	政府系中小企業金融機関及び信用保証協会に対し、それらの融資及び保証について、被災中小企業者個々の実績に応じたきめ細かい配慮を指示。	H12.6.30
既往貸付金及び災害融資に係る利子の支払猶予	経済産業省	政府系中小企業金融機関の被災中小企業者に対する既往貸付及び災害融資について、借入者の申請により、元金据置期間中の利子の支払いを 1 年間猶予。	H12.9.28
代理貸付の保険責任割合の引き下げ	経済産業省	中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫の代理貸付を利用する被災中小企業者について、代理店の保険責任割合を通常の 8 割から 6 割へ引き下げよう指示。	H12.9.28
既往債務に係る利子補給等の実施	経済産業省  東京都	被災中小企業者の政府系中小企業金融機関からの既往債務について、東京都等と協力して以下の措置を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・元本については、政府系中小企業金融機関が被災中小企業者からの求めに対して、返済猶予等の柔軟な対応を行う。</li> <li>・金利については、返済猶予措置のとられている間について、国と東京都等が協力して、利子補給を実施。</li> </ul> 民間金融機関等からの既往債務については、東京都等が利子補給措置を行う。 (H17.3 未現在 H13 年度 292 件 5,103 万円、H14 年度 293 件 4,704 万円、H15 年度 270 件 3,887 万円、H16 年度 264 件 3,854 万円)	H13.3.30 ~ H18.3.31
小規模企業共済制度における掛金の納付期限の延長	経済産業省	災害により、小規模企業共済制度における掛金の納付が困難となった共済契約者について、掛金納付期限を延長することができる。	
< 雇用・就業対策 >			
職業相談・紹介	厚生労働省	<p>特別相談窓口の設置 (東京労働局, 飯田橋公共職業安定所等) 就職面接会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内 2 カ所で合同就職相談会 (立川市, 港区) を開催。</li> <li>・都内 6 カ所で開催した中高年齢者就職面接会に避難者専用就職相談コーナーを設置。</li> </ul> <p>巡回相談会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩地区など避難者が多数居住する都内 3 地区で、就職活動に向けたアドバイスや指導、就職相談等を行う巡回相談会を開催。</li> </ul>	H12.8.31 ~  H12.9.28,29 H12.10.19 ~ H13.2.7  H13.2.14、20、 21

		<p>シルバー人材センターにおける就業機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難先センターでの加入促進を図るとともに、三宅村シルバー人材センターの臨時事務所の開設(千代田区・立川市の2箇所)に対して支援等を実施することにより、高齢者の臨時的・短期的な就業機会を確保。</li> </ul> <p>緊急地域雇用特別交付金事業による雇用機会の確保</p> <p>&lt; H12 年度 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都公共施設のクリーンアップ事業、三宅村商工業者の意向調査事業、三宅島島外避難者支援要請キャンペーン、被災地海辺(水辺)クリーンアップ事業を実施(雇用者 609 人、事業費約 3,300 万円)。</li> </ul> <p>&lt; H13 年度 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三宅島特産農産物種苗等の栽培・保全等事業(三宅島「げんき農場」の開設)、トコブシ稚貝放流事業、伊勢エビ・タカベ網整備事業、三宅村農場設置事業(三宅村「ゆめ農園」の開設)等を実施(雇用者 240 人、事業費約 4 億 450 万円)。</li> </ul> <p>&lt; H14 年度 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三宅島特産農産物種苗等の栽培・保全事業(三宅島「げんき農場」、三宅村農場設置事業(三宅村「ゆめ農園」)、三宅島 IT 活用サポート、三宅島島民就労対策事業等を実施(雇用者数 295 人、事業費約 3 億 1,300 万円)。</li> </ul> <p>&lt; H15 年度 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三宅島特産農産物種苗等の保全事業(三宅島「げんき農場」、公立公園清掃等事業、三宅村農場設置事業、三宅島活動火山対策避難施設管理運営事業等を実施(雇用者数 297 人、事業費約 4 億 100 万円)。</li> </ul> <p>&lt; H16 年度 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三宅島海辺クリーンアップ事業、村道草刈作業等業務委託、水産資源状況調査、水産業再開準備事業、農道管理事業(雇用者数 90 人、事業費約 3,000 万円)。</li> </ul>	<p>H12.9.12 ~ H17.3.15</p>
<p>一時休業等雇用調整に対する補助</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>雇用調整助成金の特例適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三宅村、神津島村及び新島村に所在する事業所の事業主が労働者に対して休業、教育訓練又は出向を行った場合、支払った休業手当等の一部を支給。</li> <li>・助成率 <ul style="list-style-type: none"> <li>休業・出向 2/3 (中小企業 3/4) (通常 1/2 (中小企業 2/3))</li> <li>教育訓練 3/4 (中小企業 4/5) (通常 1/2 (中小企業 2/3))</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt; H17.2 末現在 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用調整助成金支給対象事業所 20 事業所 (対象被保険者数 322 人)</li> <li>・支給決定金額 1 億 7,358 万円</li> </ul> <p>雇用保険の給付の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法の適用区域にある事業所の休業に伴い、一時的に離職を余儀なくされた</li> </ul>	<p>H12.8.29 ~ H17.2.28 (神津島村・ 新島村につい ては、 H12.8.29 ~ H13.8.28)</p>

		者であって、離職前事業所に再雇用される予定がある者に対し、基本手当を特例的に支給。	
< 就学対策 >			
旧都立秋川高校への生徒の受入れ	東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三宅村内の中高校は旧都立秋川高校において授業を行うこととし、保護者と同居しないで避難している生徒を受入れ。</li> <li>・保護者と同居するなどして避難している生徒については、入居先の近隣の学校で受入れているほか、入居先から旧秋川高校へ通学する生徒については、三宅村が通学バスを運行。 ( 児童・生徒数 H13.4 167 名、H14.4 82 名、H15.4 55 名、H16.4 36 名 H17.4 高等学校分教場を設置 6 名)</li> </ul>	H12.8.29 ~ H13.4 ~
教科書の供給	文部科学省	必要な教科書について、旧都立秋川高校で再開されている三宅地区小中高校及びその他の転学先において供給済。	
公立学校施設の災害復旧事業	文部科学省	<p>公立学校施設の災害復旧に要する経費について、その一部を負担することにより学校教育の円滑な実施を確保する。( 補助率：離島 4 / 5 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村立三宅小学校、村立中学校及び都立高等学校における学校再開に向けて、被災した校舎、体育館等の補修、設備の修理、火山灰除去等の災害復旧費補助を行うとともに、校舎に脱硫装置を設置するための経費についても、災害復旧事業として国庫補助を行った。 村立三宅小学校 142,721 千円(国費分) 村立三宅中学校 169,906 千円( " ) 都立三宅高等学校 118,876 千円( " )</li> </ul>	H16.8 ~ H17.3
児童生徒の心のケアに関する配慮	文部科学省 東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都教育委員会に対し、児童生徒の心のケアに配慮するよう要請するとともに、教師用参考資料を送付。</li> <li>・ 旧都立秋川高校へ避難している生徒については、東京都教育委員会において高校生ヘアアドバイザースタッフ ( H15 年度 専門家スタッフ 29 名派遣 ) を、中学生ヘスクールカウンセラーを派遣し、生徒の相談体制を整備。</li> </ul>	H12.9 ~ H16.3
入学準備金の貸付等	東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学、短期大学、専修学校及び各種学校への進学を希望する高校 3 年の扶養者に対し、大学等入学準備金の貸付 ( 無利子 ) を実施 ( 最高 100 万円 ) ( H17.3 末現在 41 件 4,100 万円 )</li> <li>・ 東京都育英資金において、就学の継続が困難になった生徒で、都内に住所を有し、都内の高等学校、高等専門学校及び専修学校 ( 高等過程、専門課程 ) に在学する者に対し、月額 18,000 ~ 50,000 円を無利子で卒業まで貸付。( H12 ~ 14 年度 5 名、H15・16 年度実績なし )</li> <li>・ 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金について、避難生活をおくっている区市</li> </ul>	H12.10.1 ~ H12.10.19 ~ H13.1.18 ~

		町村（都内）においても補助の対象にするよう、各区市町村に依頼。	
授業料・入学金等の減免	東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>都立4大学は、入学検査料の免除及び授業料・入学料の減免措置を実施した。H17年度は、新しく開学した公立大学法人首都大学東京で、実施を検討している（継続実施する方向）。</li> <li>都立看護専門学校11校は、入学検査料の免除及び授業料・入学金の減免措置を実施。（H17.4.1現在 7校）</li> <li>都立学校在籍者及び入学希望者に対して、授業料及び入学検査料・入学料の免除を実施。</li> </ul>	<p>H13.1.11 ~</p> <p>H13.2.8 ~</p> <p>H16.4 ~</p>
<その他>			
避難住民訪問連絡活動等の実施	警視庁	三宅島警察署では、警視庁新橋庁舎7階三宅島東京連絡室を都内の活動拠点として、都営住宅等に居住している島外避難住民宅を直接訪問して「困りごと相談」等を実施している。	H12.10.4 ~
ビデオレター放映会の実施	警視庁	三宅島警察署員等が、全島避難後の島内状況をビデオ撮影し、各地区ごとに編集した「ビデオレター」放映会を集会所等を利用して開催。これまで都内等で43回開催し、約2,400人が視聴。	H12.9.21 ~ H13.5.23
特別総合行政相談所の開設	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、関係機関の協力を得て特別総合行政相談所を開設。</li> <li>東京都港区立商工会館において、関係機関の協力を得て特別総合行政相談所を開設。</li> </ul>	<p>H12.9.6 ~ 8</p> <p>H12.11.1</p>
寄附金付郵便切手の発行	総務省	被災者の救助を寄附目的とする寄附金付郵便切手を発行し、これにより集められた寄附金について、郵政審議会の答申を得て配分済（配分額2億7,800万円）。	H12.11.15 ~ 12.28 (販売期間)
郵便葉書等の無償交付	日本郵政公社	被災者1世帯あたり通常葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付（郵便葉書7,595枚、郵便書簡1,519枚）。	H12.6.27 ~ 7.25
被災者が差し出す郵便物の料金免除	日本郵政公社	被災者が差し出す通常郵便物（速達及び電子郵便の特殊取扱とするものを含む）の料金を免除（速達746通、その他8,866通）。	H12.6.27 ~ H13.1.31
救助用現金書留郵便物の料金免除	日本郵政公社	被災者の救助等を行う団体にあてた救助用の現金を内容とする郵便物の料金を免除（232通）。	H12.8.14 ~ H13.1.31
災害義援金の送付に係る郵便振替料金免除	日本郵政公社	被災者に対する救援活動を支援するため、義援団体への郵便振替による災害義援金の送金料金を免除（約69,000件（H17.3末現在））。	H17.7.24 ~ H17.9.30
郵便貯金・簡易保険の非常取扱等	日本郵政公社	郵便貯金の通帳、証書、印章等をなくした場合の非常払い出しを実施（232件、約2,030	H12.8.10 ~

	社	万円 (H17.3 末現在)) ・簡易保険の保険金・貸付金等の非常即時払いを実施 (26 件、約 1,750 万円 (H17.3 末現在))。	
避難所への郵便物の配達	日本郵政公社	避難者あての郵便物の各避難所への配達。	H12.6.28 ~ H16.8.27
一時帰宅事業に伴う集配業務	日本郵政公社	避難施設で各人に交付していた郵便物について、平成 16 年 8 月 27 日から行われる滞在型一時帰宅から、自宅に配達 (一時帰宅は毎週土曜日着の船に限る)。	H16.8.28 ~ H16.11.14
郵便局の業務再開	日本郵政公社	・帰島準備期間中の一時帰宅者及び復興準備関係者向けに三宅島局の一部事業を再開。 ・避難指示解除に伴い、三宅島局に加え、坪田局及び三宅島阿古局ですべての業務を再開 (外務事務は三宅島局で実施)。	H16.11.15 H17.2.2
ボランティア活動に関連する措置等	厚生労働省	・秋川高校に避難している児童・生徒の生活と教育活動への支援を図るためのボランティア活動の拠点として、「三宅島児童・生徒支援センター」を設置。 ・三宅島社会福祉協議会が東京都社会福祉協議会内に仮事務所を設置。 ・三宅島島外避難者への支援に向けて、三宅島社会福祉協議会、東京ボランティア・市民活動センター、東京災害ボランティアネットワーク、東京ハンディキャップ連絡会によって、「三宅島災害・東京ボランティア支援センター」を設立。 ・東京都社会福祉協議会東京ボランティア・市民活動センターが、三宅島島民の避難先である都営住宅等が所在する 5 地区 (北区、八王子市、多摩市、稲城市、あきる野市) の社協と連携し、支援活動を実施。	H12.9.13 ~ H14.3.31  H12.9.14
自動車検査証の車検有効期間の延長等	国土交通省 損害保険会社等	島民使用の自動車、災害応急対策用の緊急自動車等について、避難解除の日から 1 ヶ月後の翌日までの車検の有効期間を延長。また、当該自動車の自賠責保険の継続契約の締結手続きを同期間猶予。	H12.8.1 ~ H17.3.1
離島航路事業者に対する財政支援	国土交通省	・平成 12 年度離島航路補助金に災害分を割増し交付できるよう予算を確保 (補正予算 416 百万円) するとともに、早期交付を実施。 ・平成 13 年度離島航路補助金に災害分の追加額として予算を確保 (補正予算 213 百万円) するとともに交付済。 ・平成 14 年度離島航路補助金に災害分の追加額として予算を確保 (補正予算 69 百万円) するとともに交付済。 ・平成 15 年度離島航路補助金の災害調整額として 48 百万円を交付済。 ・平成 16 年度離島航路補助金の災害調整額として 23 百万円を交付済。	
島のイベント「アイランダー 2004」における「がんばれ三宅島コーナー」の設置	国土交通省 (財)日本離島センター	島のイベント「アイランダー 2004」において、「がんばれ三宅島コーナー」を設置し、三宅島の被災状況のパネルを展示するとともに、募金箱を設置して帰島支援への義捐金を募集。また来場者からの三宅島への応援メッセージを受け付け、メッセージ記入者に対し	H16.11.27、28

		<p>て三宅村「ゆめ農園」で栽培したパンジーなどの小鉢を配布。 「アイランダー2004」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100余りの離島が集まり、島の観光情報、Iターン情報をはじめ島における様々な情報や取り組みの紹介を通じて、島の人達の生活が息づく空間や、日常の暮らしなど島の持つ魅力を存分にアピールし、多くの人々が島と出会い、島と関わることのできるイベント。(場所：池袋サンシャインシティ文化会館2F 展示ホールD)</li> <li>「がんばれ三宅島コーナー」</li> <li>・イベント「アイランダー2004」において設置されたコーナー。2000年の全島避難以来、長期に渡り避難生活を余儀なくされている三宅島のみなさんを応援するコーナー。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・三宅島噴火災害に対する認識の向上</li> <li>・義捐金の募集(2日間で51,000円)</li> <li>・三宅島への激励 寄せ書き 4枚 (義捐金・寄せ書きは三宅村長に寄贈)</li> </ul> </li> </ul>	
火山活動関連情報のサービス	気象庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットなどの各種情報提供手段を通じて、火山活動に関する情報提供を実施。気象庁HPによる火山観測情報の提供 報道機関を通じての火山活動状況等の解説</li> <li>・帰島後も引き続き、24時間先までの「火山ガスの広がりのおし」について情報提供を実施(1日2回)</li> </ul>	H12.6.26 ~ H15.4.18 ~
鉄道等のプリペイドカードの贈呈	JR 東日本私鉄各社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 東日本及び関東地区の鉄道事業者12社が、秋川高校に避難中の児童・生徒に対し、1人あたり1万円分のイオカード及びパスネットカードを提供。</li> <li>・横浜市交通局は、横浜市内に避難中の35世帯に対し、1世帯あたり1万円分の地下鉄・バス共通カード乗車券を贈呈。</li> </ul>	
コミュニケーション手段の確保	東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都と三宅村が共同してホームページを開設。</li> <li>・三宅村・東京都・民間企業団体・大学(都立大・早大)の協力で、パソコンとインターネットを活用した「三宅島民情報ネットワーク」を構築(パソコン50台の提供、パソコン講習会の実施等)</li> <li>・電子メールアドレスの付与、HPアドレス作成場所の貸与(50MB)、ダイヤルアップ接続によるHP閲覧(プロバイダ接続料金不要)</li> </ul>	H12.9.3 ~ H17.3.31 H12.10.23 ~ H12.9.21 ~ H13.12.31
動物救援施設の設置	東京都	<p>島外避難したペットの一時預かり・飼育管理のための動物救援施設「三宅島噴火災害動物救援センター」を日野市の浅川処理場内用地に設置(犬90匹、猫120匹収容可能)</p>	H13.3.29 ~ H14.3.31
島民連絡会への補助	三宅村	<p>島民会(団地毎の連絡組織)と行政との情報の共有化及び意見交換のために発足した島民連絡会に対して、活動費の助成(当初は、島民会毎5,000(2,000)円/月+抱える世帯数×500(200)円;括弧内はH15.4.1~)を実施。</p>	H12.11 ~

ミニ懇談会事業	東京都 三宅村	避難先の団地等を巡回して質問・相談等を受けるミニ懇談会や、一時帰島できない高齢者等のために島の様子を映したビデオや写真を見ていただきながら相談を受ける等の対応を実施。(H16.6末現在 36回 参加延べ人数 437人)	H15.4 ~ H16.6
帰宅事業の実施	三宅村	<p>個人財産の保全・修繕を目的とした日帰り帰宅に加え、平成15年度より活動火山対策避難施設(クリーンハウス)を活用した短期滞在型の帰宅事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泥流等被災家屋者一時帰宅(H13.7 74世帯)</li> <li>・全世帯対象一時帰宅(H13.9 1,608世帯)</li> <li>・第3回三宅島一時帰宅(H14.3 189世帯)</li> <li>・三宅島直行便(日帰り帰宅)(H14.4 ~ 10 2,073世帯/4,064人)</li> <li>・全世帯対象一時帰宅(H14.10 ~ 12 1,162世帯/1,878人)</li> <li>・三宅島寄港便(日帰り帰宅)(H15.1 ~ 3 317世帯/493人)</li> <li>・三宅島寄港便(日帰り帰宅)(H15.4 ~ H16.3末現在 1,010世帯/1,558人)</li> <li>・三宅島寄港便(滞在型帰宅)(H15.4 ~ H16.3末現在 2,490世帯/4,062人)</li> <li>・三宅島寄港便(日帰り帰宅)(H16.4 ~ H16.7末現在 263世帯/391人)</li> <li>・三宅島寄港便(滞在型帰宅)(H16.4 ~ H16.7末現在 1,083世帯/1,829人)</li> <li>・三宅島寄港便(日帰り帰宅)(H16.8 ~ H16.12末現在 157世帯/223人)</li> <li>・三宅島寄港便(滞在型帰宅)(H16.8 ~ H16.12末現在 901世帯/1,448人)</li> </ul>	H13.7 ~ H16.12
「三宅島泥流防災マップ」(全島マップ)の作成・更新、地区別マップの作成	東京都 三宅村	<p>約2万5千分の1の地形図に泥流の危険箇所(危険度に応じて2段階表示)、避難所、作業員用脱硫宿舎の位置、防災情報の入手方法、問い合わせ先等を記載した防災マップを作成し、平成15年4月に公表。</p> <p>その後、長引く火山ガスの放出に伴い、立木の枯死が増大しており、流木災害の危険が増していること、砂防施設の建設が進んだこと等を踏まえ、現況に即して防災マップを更新し、1月末に全戸配布。</p> <p>さらに、約7千5百分の1の大縮尺の地区別マップ(12枚で全島をカバー)を出水期前に全戸配布予定。</p>	全島マップの 作成・公表 H15.4 ~ 全島マップの 更新・配布 H17.1 地区別マップ の作成・配布 H17 出水期前 (予定)